

④ 事業推進のための取組

1 公共事業の適正・円滑な推進

基本方針

災害時に最前線で安心・安全の確保を担う府内建設産業の持続的な発展に向けて、公共事業を計画的に執行するための安定的・継続的な予算の確保と原則府内発注に努め、雇用創出につなげるとともに、DXをはじめとする生産性向上の取組などを通じた働き方改革や、インターンシップ、ICT活用現場見学会の実施などによる魅力発信により、担い手の確保を進めます。

取組の概要

1 インフラ分野におけるDXの推進

人口減少下での構造的な課題への対応やPostコロナ社会を見据え、調査・設計、工事から維持管理に至る建設生産システムの全てのプロセスにデータとデジタル技術を活用するデジタルトランスフォーメーションを推進し、社会資本整備における効率化や省力化を図り、生産性の抜本的な向上を目指すとともに、非接触・リモート型への転換を進めています。

令和5年度は、建設DX推進プラットフォームを活用し、先進的な取組に係る情報共有や、普及促進あるいはその課題についての検討を行うとともに、ICT技術を取得するための研修等を開催し、ICT活用工事の普及拡大を図ります。

2 公共事業執行システムの整備と充実

公共事業を効率よく適正に執行し、府民の負託にこたえるため、公共事業評価制度の充実や、計画段階から維持管理段階に至る建設生産プロセス全体における生産性の向上など様々な取組を進めています。

(1) 公共事業評価制度

公共事業の効率性と透明性の一層の向上を目的として、平成10年度から公共事業の「再評価」を実施しており、平成14年度からは、事業着手前に評価を行う「事前評価」、事業完了後に事業効果を検証する「事後評価」も導入し、公共事業評価システムの体系的な整備を行っています。

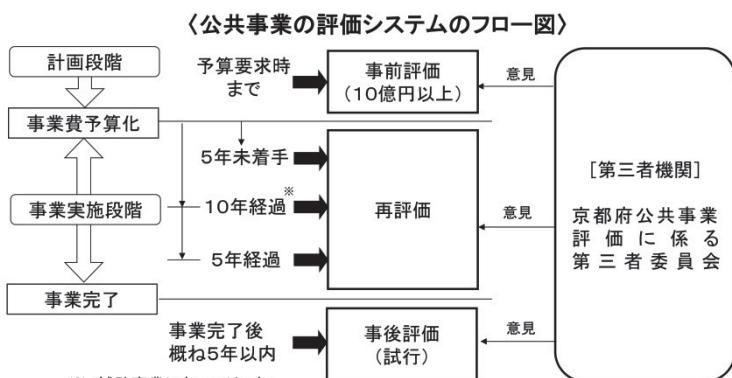
それぞれの事業の対応方針の決定に当たっては、第三者機関である「京都府公共事業評価に係る第三者委員会」を設置し、公開による評価を行うとともに、その資料及び結果をホームページ等において広く公表しています。

(2) 建設生産性向上の推進

技術と経営に優れ、地域に貢献する優良な企業が活躍できる環境を整備するため、建設生産システム全般における取組を進めています。

・工事目的物の適切な仕様と品質確保

公共工事の品質確保のため、「土木工事共通仕様書（案）」により適切な仕様を定めるとともに、「土木工事施工管理基準」等に基づき、監督・検査体制を充実させています。また、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性を一層向上させるため、情報通信技術の活用などの取組を推進します。



・受発注者間の業務の円滑化・効率化

○工事関係書類の簡素化等

工事実施段階や完成時に必要となる、受発注者間の協議記録などの各種書類を簡素化し、受発注者相互の負担を軽減するとともに、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、設計変更手続きの円滑化に努めています。

また、受発注者間の工事書類を外部民間事業者のサーバを介して情報共有する「工事情報共有システム」を活用することにより、受注者の移動経費、工事書類の整理手間などを軽減し、効率的に工事を進めています。

○建設現場の遠隔臨場

ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」「立会」等を行うことで、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指した業務の効率化に取り組んでいます。

○ワンデイ・レスポンスの一層の推進

工事実施段階において、受発注者が協力し、施工に係る質疑・応答を迅速に行うワンデイ・レスポンスを進め、現場の工期短縮、早期供用による投資効果の最大化を図ります。

3 入札・契約制度の更なる改善

平成13年4月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行以降、透明性・競争性の確保を目的として入札・契約制度の改善に努めています。平成15年6月に「京都府入札監視委員会」を設置し、府が発注する建設工事等について、学識経験者等から意見を聴取しているほか、平成19年3月には「京都府公共調達の改善の骨子（中間報告）」を策定し、1,000万円以上の全ての工事を一般競争入札にするなど、透明性・競争性を高めるべく制度を見直しました。

また、社会情勢の変化に柔軟に適応していくため、府が行う公共調達に係る入札制度改革を検証・評価し、公正な競争、工事の品質確保及び建設産業の健全な発展等との均衡を考慮した、効果的な公共調達及び入札制度のあり方について意見を伺うため、平成23年10月に「京都府入札制度等検討委員会」を設置し、学識経験者等の知見を得ながら、継続的に入札・契約制度の改善に取り組んでいます。

(1) 「公契約大綱」に基づく入札・契約制度の改善

検討委員会の提言を踏まえ、積極的に制度改正などを実施しています。

平成24年度には、公正な競争、地域経済への配慮、安心・安全の確保のバランスがとれた入札・契約制度を構築するため、公契約の基本理念や発注者として取り組む具体的な内容などを示す「公契約大綱」が策定されたところであります、府内企業への発注の徹底、重層的な下請構造の改善、元請下請関係の適正化、低入札価格調査制度の検証・見直し、徹底的なコンプライアンス対策の取組のもと、予定価格の事後公表の試行等様々な改善を行いました。

平成25年度以降、社会保険未加入対策、公共工事設計労務単価等の改定、インフレストライドの適用、主任技術者等の要件緩和、フレックス工期の適用工事拡大、予定価格の事後公表の拡大、前払金の上限撤廃、測量等業務委託における最低制限価格制度の導入、暴力団排除の徹底、親子会社等の同一入札への参加制限等の改善を行いました。

(2) 「公契約大綱」の見直し

令和元年6月に「新・扱い手3法」が公布されたことを受け、3法に掲げられた「働き方改革の推進」、「生産性向上への取組」、「災害時の緊急対応強化」等の措置のうち、公契約における受発注者関係の更なる適正化等へ向け、府として取組の拡充を行うものについて、大綱の見直しを令和2年7月に行いました。見直し以降、測量等業務委託における発注見通しの公表、社会保険未加入対策、フレックス工期の改正等の公契約の適正化を進めました。

(3) 電子入札や電子納品等公共事業IT化の取組

受発注者双方の業務改善につながるよう進めていくことを基本方針としており、受発注者で構成する「京都府公共事業IT化推進協議会」を平成16年9月に設立し、情報提供及び意見交換を行い、円滑なIT化を推進しています。

・電子入札

平成17年2月に運用を開始し、順次対象を拡大して、平成19年度からは全面実施しています。平成22年度からは京都府が開発した電子入札システムを府内市町村においても使用できるようにし、令和4年度末時点で、19市町村が府電子入札システムを利用しています。

・電子納品

平成17年度に試行を開始し、令和4年度土木工事からは全件での実施（実施できなければ不履行と判断）へと対象を拡大しています。なお、業務委託の成果品は平成18年度から全件を実施しています。

4 公共工事の品質確保に向けた取組

(1) 京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度

良質な社会資本整備を促進するとともに、建設企業の公共工事の品質確保に対する意欲を醸成することにより、「府民の生活の安心・安全」と「地域力向上」を図ることを目的として、平成21年度に「京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度」を導入し、優良な工事を施工された企業を表彰しています。

《令和2年度表彰実績》 令和元年度完成工事 優秀賞：14者 奨励賞：59者

《令和3年度表彰実績》 令和2年度完成工事 優秀賞：14者 奨励賞：47者

《令和4年度表彰実績》 令和3年度完成工事 優秀賞：11者 奖励賞：38者

(2) 工事の監督・検査

■ 工事の監督

土木工事共通仕様書（案）（平成29年9月改訂）に基づき、施工プロセスチェックなどを行い、施工状況を確認・評価します。

■ 工事の検査

工事費が3,000万円以上の土木工事及び5,000万円以上の建築・設備工事（プラント設備工事を含む）の完成検査は本庁の検査員が、それ以外の工事は、公所等の検査員が行います。

■ 低入札工事への対応

低入札価格調査を経て契約した工事については、工事の施工段階での段階確認の厳格な実施や複数検査員による随時検査、完成検査により、工事の品質を確保します。併せて、下請負人へのしわ寄せを防止するため下請契約の履行状況についても確認します。

(3) 適正な施工体制の確保

公共工事の工事現場等における適正な施工体制を確保するため、「施工体制の把握のための要領（平成13年9月）」を策定し、日頃の監督業務に加え、工事現場における施工体制の一斉点検を定期的に実施します。

(4) 元請・下請関係の適正化

京都府が発注する建設工事における元請・下請関係を適正化し、労働環境を確保するため、指針を制定し、下請・建設労働者からの相談窓口の開設や関係機関との連携強化、さらに重層的な下請構造の改善を進めます。

(5) 技術力の向上

■ 技術管理基準等の公表

京都府のホームページに「建設交通部の技術管理関連情報」として、監督・検査及び設計・積算の諸規程や仕様書等を公表し、受注者が技術管理情報をいつでも入手できるようにしています。

■ 職員の技術力・コンプライアンススキルの維持・向上

技術職員の技術と知識の向上を目的として、工事報告会や実務担当者等の研修、更に幅広い知識や専門的な知識を習得するための国土交通大学校、全国建設研修センター等で開催される研修等を体系的に整理し、専門技術やコンプライアンス知識を取り入れた「実務研修プログラム（案）」により、職員の総合的な能力の維持・向上に取り組みます。

■ 市町村の支援

市町村における公共工事の品質確保を推進するため、京都府の積算システムを貸与するとともに、府が実施する検査への市町村職員の臨場や検査基準の統一等による発注者支援に取り組みます。また、市町村が行う総合評価方式の入札に当たり、地方自治法施行令で必要となる学識経験者として、該当土木事務所長等が審査を行っています。

5 建設業の健全な発展に向けた取組

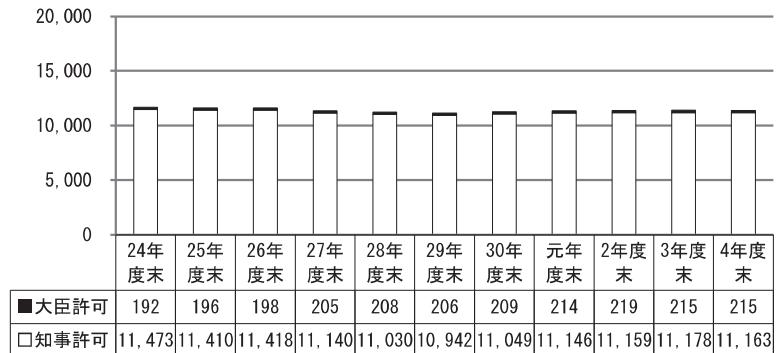
建設投資は、ピーク時の平成4年度以降、平成22年度まで減少傾向が続きましたが、近年は、経済対策等により、増加傾向にあります。

京都府内の建設企業数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度末における許可業者数は、11,000社程度となっています。企業規模としては、個人及び小資本の企業が大半を占めています。

建設業許可業者数の推移

(1) 建設業許可

建設業許可審査事務は、平成16年度から土木事務所に権限委任しています。また、不良・不適格業者の排除や保険未加入対策を推進するため、厳格な資格審査や営業所検査の実施等、建設業法の適正な運用を行います。



(2) 経営事項審査

経営事項審査等の受付においては、技術者重複チェックシステムの採用と厳正な書類確認により、不良・不適格業者を排除するための審査体制の充実を図ります。

(3) 建設業の確保・育成

■ 建設業構造改善推進事業

国土交通省が平成14年に策定した「建設業の再生に向けた基本方針」に則し、建設業者を対象に建設業の構造改善を推進する事業を実施しています。令和5年度は京都府内2箇所で講演会を開催し、建設企業の経営の安定・強化に向けた取組を進めます。

■ 建設産業の担い手の確保・育成

国家資格取得講習会等を開催し、建設業を担う人材の確保・育成を支援していくとともに、建設業団体、教育機関、行政で構成する「京都府建設業魅力向上プロジェクト推進プラットフォーム」において、建設業のイメージアップやICTの活用等による生産性向上の取組を進め、建設業の担い手の確保・育成を図ります。

■ 建設工事従事者の安全及び健康の確保

建設業の健全な発展に資するため、令和元年度に策定した「京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」に基づいた取組を進めます。

(4) 建設工事紛争審査会

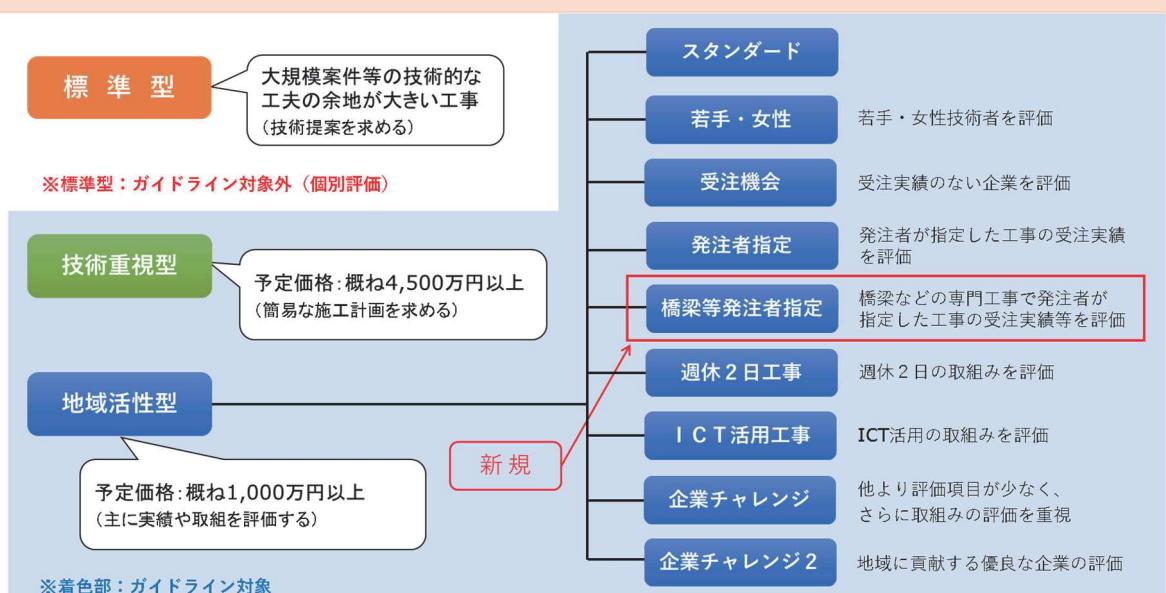
建設工事の請負契約をめぐるトラブルを解決するための準司法機関であり、事件の内容に応じて「あっせん」、「調停」、「仲裁」のいずれかの手続きにより、弁護士・学識経験者などの専門家が委員となり、迅速な解決を図ります。

6 新しい総合評価入札制度の導入・試行的実施

平成 18 年度に価格と品質を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価競争入札」の試行を開始し、その後、対象案件の拡大や府民の安心・安全に資する観点での評価を行うなどの取組を実施してきたところです。平成 21 年度からは、これまでの試行を踏まえながら、下請をする場合に府内企業の利用や主要資材の府内調達を重視する新しい観点を加えた、「地域活性型」の総合評価競争入札を試行し、平成 22 年度からは、対象金額を引き下げるとともに、建築工事においても試行を開始しました。また、平成 25 年度は「地域活性型」の適用範囲拡大や、地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績を、平成 26 年度は災害協定の締結について評価項目に追加、平成 27 年度は、評価対象とする建設機械を追加、平成 28 年度は、技術者の維持に対する配点の変更、平成 29 年度は、除雪等業務委託に係る評価方法の見直し、平成 30 年度は低入札価格調査制度の適用や、舗装工事における配置予定技術者及び建設機械保有に関する評価項目の改正を行いました。

また、令和 2 年 7 月の「公契約大綱」の見直しを受け、中長期的な公共工事の品質確保等のため、令和 2 年度は若手技術者の配置等を評価するタイプを追加、令和 3 年度は、地域に貢献する優良な企業を評価するタイプを追加、令和 4 年度は、橋梁工事等の不調・不落の対策として、発注者が指定した工事の受注実績を評価するタイプを追加し、引き続き試行と検証に取り組むこととしております。

地域活性型における評価タイプの追加



図：総合評価制度の概要

7 府民が親しみ、府民が参加する公共事業の創造に向けて

情報公開、情報提供を積極的に進め、府政への透明性を高めるとともに、府が実施する事業について、計画・実施・管理の各過程に府民が参加・協働する機会を設定し、府民参画による生活基盤整備等を推進しています。

(1) 出前語らい・出前講座

京都府の計画や取組など、府民から要請のあったテーマについて、府職員が説明に伺います。

- ・京都府の公共事業の現状と展望について
- ・わたしたちの鴨川
- ・交通環境学習
- ・やってみよう！耐震診断
- ・家庭で地域で取り組める雨水対策 など



出前講座「わたしたちの鴨川」

V 事業の概要－4 事業推進のための取組

(2) 学習会・現場見学会

「京都の顔」として多くの人々に親しまれている鴨川の観察会や、工事見学などを通じ、土木への関心を深めていただくための取組を実施しています。

- ・鴨川探検！再発見！
- ・木津川運動公園親子自然観察・体験教室
- ・砂防工事見学会 など



(3) 計画策定・公共施設の維持管理

地域の方々とともに構想・計画を策定し、さらに、維持管理も行っています。

- ・上林川河川公園計画ワークショップ
- ・公誠地域資源活用プロジェクト
- ・地域公共交通活性化協議会
- ・駅再生プロジェクト
- ・保津川かわまちづくり推進協議会
- ・さわやかボランティア・ロード
- ・木津川運動公園再生の森づくり
- ・山城うるおい水辺パートナーシップ事業
- ・天橋立公園内清掃活動 など



天橋立公園内清掃活動

(4) 府民協働型の公共事業

- ・府民協働型インフラ保全事業 [平成30年度～]

新たな府民公募型の公共事業として、従来の「安心・安全の確保」に「インフラ長寿命化」につながる提案を加えた、「府民協働型インフラ保全事業」を平成30年度に創設しました。

年1回の募集を2回へ拡充し、ホームページで進ちょく状況を公表するなど、府民目線による改善もあわせて実施し、府民の皆さんの身近な「気づき」を、地域の安心・安全の確保やインフラの長寿命化に活かします。

	平成 29年度 以前※	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	合 計
提案数	11,068	1,253	1,343	1,366	1,361	1,495	17,886
採択数	7,922	750	959	939	912	954	12,436

※平成29年度以前は、府民公募型整備事業



着手前



完成（側溝蓋の設置）